

## 京都市告示第372号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

令和5年10月16日

京都市長 門川 大作

### 1 地域景観づくり協議会の名称

鳥居本町景観まちづくり協議会

### 2 地域景観づくり計画書の認定年月日及び番号

令和5年10月16日 第計016号

### 3 地域景観づくり協議地区の名称

嵯峨鳥居本地区

### 4 地域景観づくり協議地区の対象地区

鳥居本町自治会区域（京都市右京区嵯峨鳥居本化野町の一部、同一華表町の一部、同北代町の一部、同小坂町の一部、同仙翁町の全部、同中筋町の全部、同深谷町の一部、同仏餉田町の一部、同六反町の全部、京都市右京区嵯峨亀山町の一部、京都市右京区釈迦堂藤ノ木町の一部、京都市右京区二尊院門前往生院町の一部、京都市右京区二尊院門前善光寺山町の一部）

### 5 景観の保全及び創出の方針の概要

祭りや五山送り火等の行事の無形の要素を保全あるいは再生し、都市農業等の維持を支援する体制づくりを促進します。また、地域景観を文化観光等に活用することにより、若年層による居住の定着や交流人口の増加を促進します。

こういった取組を通して、嵯峨鳥居本の地域景観を保全し、創生します。

### 6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

### 7 縦覧期間

令和5年10月16日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

### 8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）